3　生産面での対策の推進

(1)　果樹経営の発展に向けた対策の推進

ア　農業経営モデルの策定及び普及の推進

今後の果樹農業を振興していく上では、行政機関はもとより、生産者、生産出荷団体等の関係者が、将来の農業経営モデルを共通的に認識することが重要である。その上で、産地ごとの多様な自然条件及び園地条件を踏まえつつ、そのモデルに倣った果樹経営が実現できるよう、重層的に施策を講じていく必要がある。

このため、国は、食料・農業・農村基本計画とともに示される農業経営モデル及び本基本方針第４の果樹園経営の指標により、今後の果樹農業の好循環を形成し、果樹農業者の所得向上を実現できる新たな農業経営モデルを示している。

新たな農業経営モデルは、消費者・実需者のニーズが高い優良品目・品種の栽培及び先進的な技術等の活用（うんしゅうみかんの「マルチドリップかんがい方式」(注１)、りんごの「新わい化栽培」(注２)等の新たな栽培管理技術を活用した取組、マルチシート被覆等を要件として指定された園地で栽培管理した高品質なみかんをブランドみかんとして出荷する取組、土壌診断に基づく施肥設計の見直し等による肥料費削減の取組等）を中心として、更に必要に応じて果実加工品の製造、直売所やインターネットを通じた販売等の６次産業化の取組を組み合わせたものである。

果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第２条の３第１項に基づき、都道府県が本基本方針に即して果樹農業振興計画を定めるときは、新たな農業経営モデルを踏まえ、地域の特性を加味して取り組むべき新品種・新技術の開発、６次産業化、ブランド化等に係る方針を含むことが望ましい。

また、新たな農業経営モデルを踏まえ、国は、「果樹産地構造改革計画」（以下「産地計画」という。）の策定に係る方針を示した「果樹産地構造改革計画について」（平成17年３月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）を見直し、同通知の第５の協議会（産地をカバーする生産出荷団体、市町村、生産者の代表者、普及組織、農業委員会、農業共済組合等により組織する協議会をいう。以下「産地協議会」という。）が、従来より定めている振興品種のみならず、導入すべき新品種・新技術、６次産業化の取組、ブランド化戦略等を盛り込んだ新たな産地計画を策定することを促進することとする。なお、平成27年度以降、国が行う改植支援等の果樹経営支援対策事業においては、原則として、新たな産地計画を策定した産地のみを対象とすることとされている。

注１：マルチドリップかんがい方式

地表面をマルチシート（被覆資材）で全面被覆するとともに、点滴かん水を行い、高糖度のかんきつ類を安定的に栽培する技術。

注２：新わい化栽培

わい性台木を用い、多くの側枝を発生させた苗木（フェザー苗）を列間3.5～４ｍの間隔で並木状に密植することで省力化、早期多収化が可能となる技術。

イ　果樹経営のキャリア展望の策定及びその普及の推進

果樹農業の経営者については、その数が平成17年からの５年間で１割程度減少するとともに、60歳以上の者がその７割を占めていることから、若い担い手の育成・確保が急務の課題とされている。

一方、若い就農希望者からは、「就農しても、将来、安定した生活ができるのか不安である」、「永年性作物である果樹の栽培については専門技術の習得に長い年月を要するので、果樹経営と人生設計をどのように考えていけばいいか分からない」、「他産業並みの所得が得られるのか疑問である」、「担い手の農業経営モデルが示されても、どうやってそこまでステップアップしていくのか分からない」等の不安の声が多く聞かれる。

こうした不安を少しでも払拭するため、国は、新たに、若い就農希望者が安心して就農するためのロードマップとして、「果樹経営キャリアプラン（仮称）」を策定することとし、就農から担い手に至るまでのステップごとに、施策を有効に活用した場合に実現可能となる農業経営モデルを示す。

産地にあっては、国が示す「果樹経営キャリアプラン（仮称）」に即して、産地の実情にあった「産地キャリアプラン（仮称）」を作成し、産地ごとに担い手の確保に向けた対策を加速化することが期待される。

ウ　次世代への承継に関する対策の推進

新規自営就農者（家業として農業を継いだ者をいう。）が就農した経営体の割合を経営類型ごとに見ると、果樹類（11％）は稲作（62％）に次いでその割合が大きい。その一方で、60歳以上が７割を占めるなど、世代間のバランスを欠いた状況にあることから、青年層の新規就農者について所得の確保、技術の習得等に係る支援を行う必要がある。

さらに、果樹農業に取り組むためには、整枝・せん定等の栽培管理技術や、高品質果実を生産するための新品種の栽培管理等に係る専門技術の習得が必要である。そのため、新規就農後に、独立して経営安定を図りながら、規模拡大が可能となるまで、受入農家に加えて試験研究機関や普及組織の全面的なバックアップにより、研修プログラムに沿って新規就農者が段階的に技術習得できる仕組みの構築等を推進する。

また、果樹農業は、水稲農業等の土地利用型農業とは異なり、優良品目・品種が植栽され、省力化のための基盤整備がなされた園地があることが経営安定の前提条件である。今後、次世代への承継が円滑に推進されるには、新規就農者が即座に基盤整備された園地で就農できるようにすることが重要である。

このため、新規就農者を対象として、農地中間管理機構を活用した園地集積を加速的に進めることとし、新規就農者が改植後の未収益期間を経ず円滑に就農できるよう、園地の確保について、産地協議会が農地中間管理機構等との調整や情報提供を行う取組を推進する。

今後の優良品目・品種への転換を図るための改植支援等においては、次世代への承継が円滑になされるよう、果樹産地において上記の取組を行いつつ、産地計画に即した計画的な改植や園地整備等を推進することにより、ソフト・ハード両面の支援が相まって新規就農者が果樹農業に参入しやすくなるための受皿づくりを進める。

次世代への承継や担い手の確保対策においては、作業の共同化への要請が強く、作業の受委託を調整する体制の構築や作業委託先の設置が急務とされる。例えば、先進的事例として、市町村での研修を終えた者や県立農業大学校の卒業生等を構成員とする作業受託を行う組織を設置する動きが見られ、今後は、これらの組織づくりへの支援も必要とされる。

エ　園地集積・規模拡大対策の推進

果樹の主業農家を樹園地規模別に見ると、７万４千戸の主業農家のうち栽培面積が２ha以上の農家は全体の15％にとどまっている一方で、１ha未満の小規模農家が依然として多く、約60％を占めていることから、今後、一層の規模拡大を進め、高い収益力を確保することが急務の課題となっている。

このため、園地集積については、農地中間管理機構を活用した一層の推進を図るとともに、園地が傾斜地に点在することが多く、面的な集積が困難な果樹の特性に対応できるよう、産地協議会が農地中間管理機構等と連携しながら、効率的に園地集積を推進する新たな仕組みの構築を図る。

また、園地集積の推進と併せて、優良品目・品種への改植を推進する必要があるため、園地集積と改植を組み合わせた取組を進めるための動機付けになるよう、農地中間管理機構を果樹経営支援対策事業の事業実施者と位置付け、出し手の園地で優良品目・品種への転換を行った上で、受け手となる担い手がこれを円滑に利用し、規模拡大が図られる仕組みを構築する。

さらに、改植支援の実施に際しては、大規模な次世代型の果実生産体制を構築する観点からも、大規模園地整備事業と連携した対策が必要である。その動機付けとなるよう、国営や県営の大規模園地整備事業を産地計画にも反映させながら実施する場合、まとまった規模の改植支援や複数年度にわたる支援を検討することとしている。

このほか、先進的事例等を参考にしながら、①園地のあっせんルールの明確化、②園地評価の仕組みの構築、③借地での改植や園地基盤整備を行う場合のルールの確立、④農地の荒廃の恐れがあると見られる園地の一時的な管理手法の整備等の果樹特有の課題に対応した園地集積の推進方策を産地内で検討していくことが重要である。

規模拡大が実現した場合、必要な労働力の増大が問題となるため、大きな労働力を要する作業を簡略化できるよう、今後、樹形の単純化等の新たな技術開発も必要である。